

議第8号議案

北朝鮮による日本人拉致問題の早期解決を求める意見書案

上記意見書案を別紙のとおり会議規則第13条の規定により提出いたします。

平成24年9月19日

提出者	桐生市議会議員	西	牧	秀	乗
賛成者	桐生市議会議員	井	田	泰	彦

桐生市議会議長 荒 木 恵 司 様

北朝鮮による日本人拉致問題の早期解決を求める意見書

平成 14 年、北朝鮮は拉致を認めて 5 人の被害者を返した。しかし、その時以降、5 人の被害者の家族の帰還以外まったく進展はない。北朝鮮の地でわが国からの救いの手を待っている被害者達の苦しみと日本の地で帰りを待つ家族の苦痛も 10 年延長した。

政府は現在、17 人を北朝鮮による拉致被害者として認定しているが、それ以外にも、いわゆる特定失踪者を含む多くの未認定被害者が確実に存在し、このことは政府も認めている事実である。

平成 18 年以降、政府は首相を本部長とする対策本部を作り担当大臣を任命して被害者救出に取り組んでいるが、いまだ具体的成果を上げることができていない。

一方で、混乱事態が発生し被害者の安全が犯される危険も出てきており、混乱事態に備えた対策も早急に検討しなければならない。

拉致問題は重大な主権侵害であり、かつ、許し難い人権侵害であることは言うまでもない。

今後、桐生市においても北朝鮮による拉致がおこらないとも限らない。

よって、政府においては、今年を勝負の年として、全精力を傾けてすべての拉致被害者を早急に救出するように強く要望する。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

平成 24 年 9 月 日

桐生市議会議長 荒 木 恵 司

衆 議 院 議 長
参 議 院 議 長
内 閣 総 理 大 臣
外 務 大 臣
内 閣 官 房 長 官
拉致問題担当大臣 あ て